

介護員養成研修受講補助

1. 補助対象及び条件

以下の区分で個人と介護事業者が補助対象になります。なお、いずれも研修受講料について、国や他の地方公共団体による助成や補助等を受けていないことが必要です。

① 個人（「受講者支援」区分）

H29.4.1以降に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了した者で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 研修受講料を負担した者であること。

(イ) 補助金の交付申請時点で県内の介護事業所等において介護職員として勤務し、引き続き勤務する意思があること。

② 介護事業者（「事業者支援」区分）

介護事業所等を運営する法人（介護事業者等）で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。

(ア) 介護事業者等が研修受講料を負担したこと（研修受講料を負担した従業者等に対し、介護事業者等が支給金を支払った場合を含む。）。

(イ) 介護事業者等が運営する県内の介護事業所等で介護職員として勤務している者又は勤務予定の者が、H29.4.1以降に介護職員初任者研修を修了し、介護事業者等が補助金の交付申請を行う時点で、当該介護事業者等が運営する県内の介護事業所等に勤務しており、引き続き勤務する意思があること。

2. 対象経費 研修受講料（必須教材費は含む。補講料、追試受験料等は除く。）

3. 補助内容 補助率1/2（補助上限額（50,000円/人））
（介護事業者が従業者に支給金を支給した場合、介護事業者と従業者個人の負担割合で補助金を按分）

4. 申請期限 **令和7年3月14日**（県が定める様式に必要な添付書類を添えて長寿社会課に申請）

介護員養成研修受講補助

初任者研修又は生活援助従事者研修を受講

H29.4.1以降に研修を修了
(修了証受領)

研修機関に受講料完納済

補助金申請・実績報告
(令和7年3月14日まで)

補助金交付決定・額の確定

補助金請求

補助金交付

事業者支援

受講者支援

消費税等仕入控除税額
の報告

【後日県が調査する場合】
補助金の効果等に係る
アンケートへの協力

県内の介護事業所等で勤務
(継続勤務の意思有)

事業者支援

補助金申請のための従業員の勤務の条件

- 「事業者支援」に係る研修修了者は、事業者が補助金申請をする時点又はそれ以前から、事業者の運営する県内の介護事業所等に勤務している必要
(いずれにしても事業者が研修の費用負担をしている必要)
- 従業員は、補助金申請時に継続して勤務する意思が必要

受講者支援

補助金申請のための申請者の勤務の条件

- 「受講者支援」の申請者は、補助金申請をする時点又はそれ以前から、県内の介護事業所等で勤務している必要
- 申請者は、補助金申請時に継続して勤務する意思が必要

【参考】補助金算出例

(例1) 研修受講料15万円を負担した場合の補助額

→ 補助上限の5万円

(例2) 介護職員本人が研修受講料10万円を負担し、当該職員を雇用する事業者が、介護職員に資格取得助成のため2万円の支給金を支給した場合

→ 受講料10万円に対する補助金額は5万円となり、これを受講者個人と事業者の負担割合で按分(①、②それぞれ申請が必要)

①受講者支援区分(受講者個人)

$$5万円 \times (8/10) = 4万円$$

②事業者支援区分(事業者)

$$5万円 \times (2/10) = 1万円$$

お問合せ先 佐賀県健康福祉部長寿社会課 TEL: 0952-25-7266

介護員養成研修受講補助

Q 通信講座や県外の研修機関での研修受講でも対象となるか。

A 対象となります。

Q 県内で研修を修了し、県外の事業所で勤務している場合は対象となるか。

A 対象外です。「受講者支援」も「事業者支援」も、県内の事業所に介護職員として勤務する必要があります。

Q 申請時点で「引き続き勤務する意思」が必要とされているが、引き続きの勤務として、どの程度の期間が求められるのか。

A 申請時点で引き続き勤務する明確な意思があればよく、必要な勤務期間を設定するわけではありません。なお、申請時に引き続き勤務する意思があることを確認した書面を提出していただくようにしています。

Q 補助金の交付を受けたが、実際にはしばらくして事業所を退職した場合、補助金はどうなるのか。

A 補助金交付申請時において勤務継続の意思が必要ですが、その後、事情があって退職された場合は、補助金の返還は求めません。ただし、補助金交付申請時点で勤務継続の意思をしっかりと確認してください。

Q 補助金交付申請時には勤務していたが、補助金交付請求書を提出する時点で、退職してしまった場合はどうなるのか。

A 補助金交付申請時に勤務していても、請求書の提出時点で退職している場合、補助金交付申請時において引き続き勤務する意思がなかったものとして、補助金の交付はできません。

介護員養成研修受講補助

Q 国等から受講料の一部に助成を受けている場合、残りの自己負担分に補助金は出ないのか。

A 受講料に対し、一部でも国等の公的な助成があれば補助金の対象とはなりません。

Q 申請の要件を満たす者が、補助金の申請期限をこえたらどうなるのか。

A 今年度の受付期間を、**令和7年3月14日**までとしますので、これを超えた場合には基本的に受け付けできません。なお、受付期間後に修了する研修やすでに修了した研修で申請が間に合わなかった場合には、来年度の補助金の対象とする予定です（ただし、来年度の補助事業の継続は、現時点で確定したものではありません。）。

Q 領収書の宛名が受講者や事業者といった補助金申請者以外の者である場合は有効か。

A 「受講者支援」の場合は、受講者＝領収書の宛名の場合に補助金申請ができます。

「事業者支援」の場合は、事業者が研修受講料を直接負担したのであれば、事業者（＝補助金申請者）宛の領収書が必要となります。一方、事業者が支給金を従業員に支給した場合は、従業員が研修実施機関に受講料を支払ったことがわかる資料と支給金の内容がわかる資料を添えて申請していただきます。

Q 受講経費をクレジットカード払いにしたため、領収書がない場合はどうするのか。

A 領収書の原本又は写しが必ず必要ですので、クレジットカード払いの場合も同様に領収書が必要となります。研修事業者に領収書の発行を依頼してください。なお、研修実施機関において、領収書の発行が困難な場合は、支払った金額等が分かる資料で領収書に代えることが可能な場合がありますので、県に相談してください。

お問合せ先 佐賀県健康福祉部長寿社会課

TEL : 0952-25-7266 Mail : kaigohoken@pref.saga.lg.jp